

防府市災害見舞金等支給要綱

平成2年4月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、災害におけるり災者に対し、市が見舞金又は弔慰金（以下「災害見舞金等」という。）を支給することにより、り災者の援護を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、別表第1のとおりとする。

(支給の対象)

第3条 市長は、本市に住所を有する者で市内において発生した災害に係るり災者のうち次の各号に掲げる世帯に対し、別表第2に規定する災害見舞金等を支給する。

- (1) 災害により住家が全焼又は全壊若しくは流失した世帯
- (2) 災害により住家が半焼又は半壊した世帯
- (3) 災害により住家が床上浸水した世帯
- (4) 災害により死亡者が生じた場合の遺族の世帯

(支給の制限)

第4条 災害見舞金等は、次の各号に該当する場合には支給しない。

- (1) 当該災害又は災害による死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 当該災害が産業災害又は交通災害によって生じたものである場合
- (3) 他の法令その他これに準ずる規定により同趣旨の給付金が支給される場合
- (4) その他特別の事情があるため、市長が災害見舞金等の支給が適当でないと認めた場合

(支給の手続)

第5条 市長は、災害が発生したときは、速やかに被害の程度を確認し、り災者が第3条の支給対象に該当すると認めたときは災害見舞金等を支給する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年9月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月27日から施行する。ただし、改正後の別表第2の規定は、平成21年7月21日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1

区 分	定 義
災 害	地震、風水害その他異常な自然現象及び火災による被害
住 家	現実に居住のため使用している建物をいう
世 帯	生計を同一にしている実際の生活単位をいう
遺 族	防府市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年防府市条例第45号）第4条の規定を準用する
全焼・全壊 ・流失	住家が滅失したもので、具体的には、住家の損壊、焼失又は流失した部分の床面積が住家の延床面積の70%以上に達したもの
半焼・半壊	住家の損壊又は焼失した部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満に達したもの （全焼・半焼は原則として消防署の火災報告書の判定による）
床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないもの

別表第2

区分	見舞金の額	弔慰金の額
災 害 死 亡 者		死亡者1人につき 50,000円
住家の全壊・全焼・流失	1世帯につき 100,000円	
住家の半壊・半焼	1世帯につき 50,000円	
床 上 浸 水	1世帯につき 30,000円	